

「原子力被災者への対応に関する当面の取組のロードマップ」の進捗状況のポイント

今般発表分の主な進捗内容(11月中旬～12月中旬の進捗)

平成23年12月16日
原子力災害対策本部

本格的な除染に向けた取組

- 警戒区域や計画的避難区域等に指定されている12市町村において、様々な条件での除染を面的に行う**除染モデル実証事業**を実施中。**11月18日以降**、実施区域等の調整が整った、大熊町、田村町、川内村、葛尾村、富岡町、川俣町、楡葉町(12月15日時点)において**順次作業を開始**。

＜主な実施項目＞

- 除染技術による除染効果・費用・除去物の種類と発生量の確認(新技術の開発については、別途実証実験を実施しているところ)
- 作業者の被ばく線量と作業所要時間の確認
- 安全な仮置き方法、モニタリング方法の確認

【除染モデル実証事業で適用する除染技術の例】



高圧洗浄



芝生の除染



剥離剤

- 来年1月以降に環境省の直轄事業として開始される本格的な除染活動の拠点となる楡葉町、富岡町、浪江町、飯舘村の役場の除染などを**自衛隊**が環境省等の協力を得て、開始した(12月7日)。

【自衛隊による除染活動の様子】



飯舘村役場における側溝の汚泥除去



浪江町役場における側溝の汚泥除去



富岡町役場における玉砂利除去

避難者への支援 (一時立入りの実施)

- 警戒区域内への**二巡目の一時立入り**については、住民の方々の要望を踏まえ、従来のバス方式と併せてマイカー方式による立入りを実施し、**12月4日に終了**した。
※二巡目の一時立入りの実績(9月19日～12月4日)
21, 267世帯(うちマイカーによる立入世帯数: 20, 211世帯)
- 12月7日からは、一巡目の際に持ち出すことができなかった方や、2台目を持ち出したい方からの要望に対応するため、**二巡目の車両持ち出しを実施中**(12月15日時点で、396世帯、377台の持ち出しを実施。年内めどで終了予定)。

特定避難勧奨地点 の設定

- 11月25日に、特定避難勧奨地点について、伊達市内で13地点(15世帯)を追加指定(計117地点(128世帯))、南相馬市内で20地点(22世帯)を追加指定(計142地点(153世帯))した。

長期的な健康管理

- 「県民健康管理調査」の先行調査地域(川俣町(山木屋地区)、浪江町、飯舘村)の住民の方うち、1, 589名(放射線業務従事者を除く)の事故後4ヶ月間の推計累積外部被ばく線量は、1ミリシーベルト未満が62.8%、5ミリシーベルト未満が97.4%、10ミリシーベルト未満が99.7%であり、最大が14.5ミリシーベルトであった。

地域活力の再生・復興 策の検討

- 12月7日に、規制・手続の特例、税・財政・金融上の支援をワンストップで講じる**東日本大震災復興特別区域法**が成立。
- 12月9日に、**復興庁設置法**が成立。来年3月11日までに設置することとした。

原子力被災者への賠償

- 自主的避難者及び滞在者に係る損害**について、**原子力損害賠償紛争審査会**が、中立、公正な立場から検討し、事故との相当因果関係が認められる損害の範囲や損害額の目安を示した**指針(中間指針追補)**を策定(12月6日)。

「原子力被災者への対応に関する当面の取組のロードマップ」の進捗状況

平成23年12月16日
原子力災害対策本部

5月17日に決定した「原子力被災者への対応に関する当面の取組のロードマップ」の進捗状況は、以下のとおり。

1. 避難者等に対する支援の取組み

(1) 一時立入りの実施

- 警戒区域内の一時立入りについては、住民の方々の安全確保を大前提に、従来のバス方式と併せてマイカーによる二巡目の一時立入りを実施し、12月4日に終了したところ（9月19日～12月4日）。
※二巡目の一時立入りの実績
21, 267世帯、49, 743人
（うちマイカーによる立入世帯数：20, 211世帯、48, 184人）
- 12月7日から、一巡目の際に持ち出すことができなかった方や、2台目を持ち出したい方からの要望に対応するため、二巡目の車両持ち出しを実施中（12月15日時点において、396世帯、377台の持ち出しを実施。年内をめどに終了予定。）。
- 環境省及び福島県は、一時立入りに連動してペットを保護・回収。8月26日までに犬302頭（匹）、猫190頭（匹）を保護。なお、住民の一時立入りの二巡目以降は、住民からのペット保護依頼を相双保健所で受け付け、保護依頼情報に基づく保護回収活動を行っている。

(2) 避難区域等における治安維持

- 警察は、6月2日に避難区域等の治安維持を目的とした「特別警備隊」（約300名）を編成し、計画的避難区域を中心に警戒区域及び旧・緊急時避難準備区域を含む地域を活動範囲として警戒、職務質問、移動検問等を実施中。
- また、村民によるパトロールにより、計画的避難区域・旧緊急時避難準備区域内の防犯の充実、住民の安心・安全を確保するため、飯舘村においては6月6日から「いいたて全村見守り隊」が、川俣町においては6月20日から「川俣町地域安全パトロール隊」が、葛尾村においては6月21日から「葛尾特別警戒隊」が、広野町においては7月10日から「広野町警戒パトロール隊」が、川内村においては9月30日から「川内村地域安全保安隊」が、楢葉町においては11月1日から「楢葉町特別警戒隊」がそ

れぞれ警備を行っている。

(3) 応急仮設住宅等の早期確保

- ・ 12月12日時点で全体の約9割の16,226戸について着工済み（うち完成戸数は全体の約9割の15,779戸）。
- ・ 国家公務員宿舎、雇用促進住宅、地方公共団体の公営住宅等への被災者の受入れ調整等を随時実施しており、12月7日時点の入居済み又は入居決定戸数は、福島県内では2,116戸となっている（全国の入居済み又は入居決定戸数は17,550戸）。

（注）応急仮設住宅等は地震・津波被災者向けを含む。

(4) 計画的避難の実施

① 計画的避難の進捗状況

- ・ 市町村の区域の全域又は一部が計画的避難区域に指定された5つの市町村においては、ほぼ100%の住民が避難を終えた。
- ・ 原子力災害対策本部は、計画的避難区域における例外的な事業継続についての申請を行った飯舘村及び川俣町に対し、特段の理由により町村が事業継続を認める場合には、安全上の管理を十分に行うことを前提として継続して差し支えない旨、5月17日に通知した（飯舘村7事業所、川俣町2事業所が、これに基づき区域内で操業を継続）。

② 家畜の移動等について

- ・ 家畜の移動について、区域外の移動先のあっせんなど、必要な協力を行うとともに、家畜のスクリーニングや除染の手続などについて福島県に通知。
- ・ 計画的避難区域内の牛の残頭数の状況は、12月14日時点で避難対象頭数約9,300頭に対し、残頭数60頭となっている。

(5) 特定避難勧奨地点の設定

- ・ 計画的避難区域及び警戒区域の外であって、計画的避難区域ほどの地域的広がりが見られない一部の地域で、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定される地点を「特定避難勧奨地点」とし、居住する住民に対して注意を喚起し、避難を支援していく（6月30日及び11月25日に伊達市内で117地点（128世帯）、7月21日、8月3日及び11月25日に南相馬市内で142地点（153世帯）、8月3日に川内村内で1地点（1世帯）が設定された）。

2. ふるさとへの帰還に向けた取組み

(1) 避難区域等の見直しと区域解除後の支援

- ・ 原子力災害対策本部は、9月30日に、緊急時避難準備区域を解除した。
- ・ 東日本大震災復興対策本部及び関係省庁とも連携し、①該当5市町村（広野町、楢葉町、川内村、田村市、南相馬市）の復旧計画の実現、解除された区域における除染、など、住民の帰還に向けて万全の対応を行っていく。
12月16日時点で、南相馬市では7つの小中高校が元の校舎において授業を再開。また、旧緊急時避難準備区域における応急仮設住宅を建設、約140戸の入居が開始された。JR常磐線は、久ノ浜駅 - 広野駅間が運転を再開しており、原ノ町駅 - 相馬駅間は12月21日に運転を再開する見込み。楢葉町の南工業団地では、1社が操業を再開し、引き続き、複数の企業が操業再開に向けた準備を行っている。
- ・ 旧緊急時避難準備区域5市町村の復旧計画においてモニタリングの充実強化が求められていることなど、当該市町村からの要請を踏まえ、当該区域における復旧を支援する一環として、原子力被災者生活支援チーム、文部科学省、環境省等が、生活道路を中心とした詳細モニタリング、井戸水や河川等のモニタリングを実施中（11月15日に一部の結果を公表。順次に結果をとりまとめ、23年度内に全ての結果を公表する予定）。
- ・ 被災者の様々な要望に常時かつ速やかに応じるために東日本大震災復興対策本部に設置された「原発事故市町村復興支援チーム」が被災した市町村との意見交換を行っている。
- ・ 雇用調整助成金について、旧緊急時避難準備区域に所在する事務所の事業主のうち、子ども、要介護者等を主な利用者とする学習塾や病院等の事業主は、これまで原則として助成金の対象としていなかったが、当該地域が解除された日以降に事業活動が縮小した場合（見込みも含む）であって、一定の要件を満たす場合には、他の事業主同様に助成対象とすることとした。
- ・ 雇用保険の特例措置（休業中や一時離職中の方が失業手当を受給できる措置）について、当該区域解除後においても、引き続き、適用することとした。
- ・ また、警戒区域・計画的避難区域は、ステップ2が完了した時点で、見直しについて検討を行うが、除染やモニタリング、生活環境の復旧に向けた取組みは先行して行っていく。

(2) 本格的な除染への取組み

(放射性物質汚染対処特措法等)

- ・ 8月26日、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染へ

の対処に関する特別措置法（放射性物質汚染対処特措法）」が、議員立法により国会で成立。これを受け、環境省が中心となって平成24年1月1日の本格施行に向けた準備を進めている。

- ・ 環境省は、10月29日に、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方」を示したところ。この中では、仮置場については、市町村又はコミュニティごとに確保すること、中間貯蔵施設については、24年度内に場所を選定すること、最終処分については、福島県外で実施すること等が示されている。
- ・ 11月7日より、放射性物質汚染対処特措法に基づき国が除染を実施する地域における詳細モニタリングを、順次実施しているところ。
- ・ 事故由来放射性物質による環境の汚染への対処の基本的な方向等を定める放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針を11月11日に閣議決定した。
- ・ 環境省は、3次補正予算において、放射性物質汚染対処特措法に基づく本格的な除染等を実施していくための予算措置（2459億円）を講じることにしている。
- ・ 汚染状況重点調査地域内の汚染状況の調査測定をすることができる市町村等について定めた放射性物質汚染対処特措法施行令を公布（12月14日）。
- ・ 放射性物質汚染対処特措法に基づく特定廃棄物・除去土壌の処理の基準等の法の施行に関し必要な事項などを定めた施行規則や、汚染廃棄物対策地域等の指定の要件等を定める省令を公布（12月14日）。
- ・ 除染等の措置や除去土壌の収集・運搬・保管、実施区域の指定のための調査測定方法等を、具体的にわかりやすく説明する除染関係ガイドラインを公表（12月14日）。
- ・ 来年1月以降に環境省の直轄事業として開始される本格的な除染活動の拠点となる櫛葉町、富岡町、浪江町、飯館村の役場の除染などを自衛隊が環境省等の協力を得て、開始した（12月7日）。

（除染に関する緊急実施方針）

- ・ 一方、原子力災害対策本部は、除染は直ちに取り組むべき喫緊の課題であるとして、同日に「除染推進に向けた基本的考え方」と「除染に関する緊急実施基本方針」を取りまとめ、関係者の連携の下、徹底的かつ継続的な除染を実施することを決定した。当該方針に基づく取組を推進するため、現地オフサイトセンター内に「福島除染推進チーム」を編成するとともに、除染事業等に要する経費として約2,200億円の予備費の使用について9月9日に閣議決定した。
- ・ 当該決定を踏まえ、警戒区域等を対象とした国の除染モデル実証事業については、選定した事業者が、11月18日から順次除染を開始。現在、大熊町、田村町、川内村、葛尾村、富岡町、川俣町、櫛葉町の7市町村10カ所において住民等との調整を終え、作業が進められている。
- ・ 除染技術実証実験については、今後の除染作業に活用し得る技術の実証を

行う２５社（応募は３０５社）を１１月９日に選定し、事業を実施中。

- ・ 福島県及び福島近隣県において、除染に関する緊急実施基本方針及び放射性物質汚染対処特措法に関する市町村説明会を実施中。
- ・ また、市町村除染計画策定支援のため、順次個別に市町村への訪問、専門家の派遣等を開始している。
- ・ ８月２５日、内閣官房は、放射性物質汚染に関し、汚染地域の除染、がれきの処理、住民の健康調査、汚染の拡大防止に必要な規制その他の対策について、関係省庁の緊密な連携を確保し、総合的な調整を図るため、「放射性物質汚染対策室」を設置した。

（生活圏の清掃活動（除染）に関する基本的な考え方）

- ・ ７月１５日、原子力災害対策本部は「福島県内（警戒区域及び計画的避難区域を除く）における生活圏の清掃活動（除染）に関する基本的な考え方」をとりまとめ、地域住民が清掃活動を行う際の留意事項や、清掃後の廃棄物等の処理に関する考え方を福島県及び環境省に対して通知した。

（農地土壌の除染）

- ・ 農林水産省は、福島県等と連携し、農地土壌の除染技術開発に関する実証試験を５月２８日から開始した。８月末までに得られた試験結果に基づき、地目・汚染濃度に応じた農地土壌の除染手法等について９月１４日に公表した。
- ・ ９月３０日、原子力災害対策本部は、「市町村による除染実施ガイドライン」に基づく農地の除染の適当な方法等について公表した。
- ・ 農林水産省は、３次補正予算において、放射性物質を含む作物等の減容技術等の開発及び施工レベルでの実証に係る予算を計上し、引き続き必要な技術開発を進めるとともに、現地で適用可能な農地除染対策工法を確立することとしている。

（森林の除染）

- ・ 農林水産省は、（独）森林総合研究所が中心となって取り組んでいる森林内の放射性物質の分布状況の調査や森林の除染実証試験に関し、これまでに得られた結果と、それらの結果を踏まえた住居等近隣の森林における除染のポイントについて９月３０日に公表した。
- ・ ９月３０日、原子力災害対策本部は、「市町村による除染実施ガイドライン」に基づく森林の除染の適当な方法等について公表した。
- ・ 農林水産省は、３次補正予算において森林からの放射性物質の拡散防止技術等の開発に係る予算を計上し、必要な技術開発を行うこととしている。

（校庭・園庭等の線量調査及び土壌への対応等）

- ・ 文部科学省及び厚生労働省は、学校等において児童生徒等が受ける線量に

ついて、当面年間１ミリシーベルト以下を目指し、校庭・園庭の空間線量率が毎時１マイクロシーベルト以上となっている学校等が土壌に関する線量低減策を行う場合に、国が財政的支援を行うことを決定し（５月２７日、６月６日）、福島県以外の地域についても財政的支援の対象とすることとした（６月２０日）。

- ・ 文部科学省は、福島県内のすべての小中学校等に対して、積算線量計を約１，８００台配布した。また、福島県以外の地域においても、校庭・園庭の空間線量率が毎時１マイクロシーベルト以上の学校等を対象として、設置者等の希望に応じて、積算線量計を配布することとした（６月２０日）。
- ・ 第二次補正予算では福島県外も含めた校庭等の線量低減事業として予算を計上（文部科学省計上分約４５億円、厚生労働省分５億円）するとともに、学校・公園等の公共施設や通学路等の線量低減事業等として、福島県が造成する「原子力被災者・子ども健康基金」に対して予算を計上（９６２億円のうち１８０億円）した。
- ・ 原子力災害対策本部で決定された「除染に関する緊急実施基本方針」及び「市町村による除染実施ガイドライン」を受け、文部科学省及び厚生労働省から、学校及び保育所等において児童生徒等が受ける線量について、原則年間１ミリシーベルト以下とするとともに、校庭・園庭の空間線量率については、これを達成するため、毎時１マイクロシーベルト未満を目安とすること、局所的に線量の高い場所の把握と除染を進めることなどを内容とする通知を発出した。また、保育所等を除く児童福祉施設等についても、線量低減に向けた今後の考え方を福島県等に示した（８月２６日）。
- ・ 文部科学省は、優先的に学校を始め通学路、公園等も含めた、子どもの生活環境の除染が行われるよう、独立行政法人日本原子力研究開発機構と協力し、現地での除染に当たるチームに専門家を派遣している。

(3) 地域活力の再生・復興策の検討

- ・ 東日本大震災復興構想会議において、６月２５日に復興への提言をとりまとめた。
- ・ 東日本大震災復興基本法の施行（６月２４日）に伴い、東日本大震災復興対策本部及び岩手、宮城、福島の３県に現地対策本部を設置した。
- ・ 同法に基づき、７月２９日に「東日本大震災からの復興の基本方針」をとりまとめた。
- ・ 上記復興の基本方針に基づき、国と福島県が「原子力災害からの福島復興再生協議会」を設置。第１回（８月２７日）は、福島再生特別法の県による提案など今後の検討課題を整理し、第２回（１０月１７日）は、第三次補正予算の政府案等について報告を行った。
- ・ １２月７日に、規制・手続の特例、税・財政・金融上の支援をワンストップで講じる東日本大震災復興特別区域法が成立。
- ・ １２月９日に、復興庁設置法が成立。来年３月１１日までに設置すること

とした。

3. 被災住民の安心・安全の確保

(1) 住民の長期的な健康管理（放射線量の評価）

- ・ 関係機関、大学や自治体等から専門家を派遣し、福島県の指揮の下、3月13日から12月1日までに約23万人以上に対して体表面の汚染を調べる緊急被ばくスクリーニングを実施しているが、これまで健康に影響を及ぼす事例は確認されていない。
- ・ 第二次補正予算において、福島県からの要望も踏まえ、「県民健康管理調査」をはじめとする必要な事業を中長期的に実施するために福島県が造成する「福島県民健康管理基金」に対して交付金を計上した（962億円のうち、782億円）。
- ・ 福島県は、上記基金を活用して実施する「県民健康管理調査」において、被ばく線量を推計するための基本調査と健康状態の把握をする詳細調査を実施する。基本調査については、環境モニタリングの結果等から、他の地域に比べ、外部及び内部被ばく量が高い可能性があると考えられる浪江町、飯舘村、川俣町山木屋地区を対象に先行調査を実施した。当該結果を踏まえ8月26日から、それ以外の地域の福島県民に対して質問票の送付を開始した（11月10日現在、対象者約201万人に対し発送済み）。
- ・ 詳細調査については、被災時に18歳以下であった全県民を対象とした甲状腺がんの早期発見のための甲状腺超音波検査（先行調査）を10月9日から福島県立医科大学附属病院にて開始し、11月13日までに3,765人に対して実施した。11月14日から県内各地への出張検査を開始し、11月18日までに1,977名に対して実施した（合計5,742名）。さらに、避難区域等の住民を対象とした既存の検診項目に必要な検査項目を追加した形での健康調査については順次開始しているところ。また、既存検診の対象外の県民に対する新たな検診の機会の付与、避難区域等の住民を対象としたこころの健康度・生活習慣に関する調査、平成22年8月1日から平成23年7月31日までに母子健康手帳の交付申請をした妊産婦を対象とした調査を中長期的に実施する予定。
- ・ （独）放射線医学総合研究所において、先行調査の対象となる地区の住民122名及び事故早期に20km圏内から圏外に避難された方など52名に対して、6月27日からホールボディカウンター、尿によるバイオアッセイ法等を活用した内部被ばく量の評価手法を検討するための調査を実施した。
- ・ また、福島県はホールボディカウンターによる内部被ばく調査を（独）日本原子力研究開発機構等に委託し、7月11日から8月末までの間、浪江町、飯舘村、川俣町の住民約3,200人を対象として実施し、9月から

は、対象地域を双葉郡各町村（浪江町を除く）等の住民約5,300人を対象とし実施している（10月31日時点で、累計6,608人に対して実施済み）。

- ・ 福島県は、子どもや妊婦（約30万人）に対する個人用積算線量計（フィルムバッジ等）の貸与事業、子どもの心身の健康確保事業等を実施する市町村等を支援している（10月31日時点で47市町村で配布開始、当該市町村における計画配布数は約22万個）。

(2)環境モニタリング（空間、土壌、河川、地下水、海水中、海底土壌）・評価の継続的实施

① 継続的な環境モニタリングの実施

- ・ 東京電力（株）福島原子力発電所事故に係る放射線モニタリングを確実にかつ計画的に実施することを目的として、関係省庁、自治体及び事業者が行っている放射線モニタリングの一元的な調整等を行うため、文部科学省のとりまとめで、モニタリング調整会議を開催（第1回：7月4日、第2回8月2日）。同会議において、平成23年内に政府、自治体等が連携して進めるモニタリングの内容と役割分担等を取りまとめた「総合モニタリング計画」を8月2日に決定した。
- ・ 緊急時避難準備区域において、子どもの目線と地元の要望に重点を置き、文部科学省及び原子力被災者生活支援チームが、学校、病院、図書館等及びその周辺におけるモニタリングを実施し、8月9日、16日及び9月22日に結果を公表（緊急時避難準備区域の解除の検討等における参考データとして活用）。
- ・ 旧緊急時避難準備区域5市町村の復旧計画においてモニタリングの充実強化が求められていることなど、当該市町村からの要請を踏まえ、当該区域における復旧を支援する一環として、原子力被災者生活支援チーム、文部科学省、環境省等が、生活道路を中心とした詳細モニタリング、井戸水や河川等のモニタリングを実施中（11月15日に一部の結果を公表。順次に結果を取りまとめ、23年度内に全ての結果を公表する予定）。
- ・ 9月1日に、原子力被災者生活支援チーム及び文部科学省は「警戒区域及び計画的避難区域における広域モニタリング結果」について公表。
- ・ 文部科学省は、東京電力（株）福島第一原子力発電所から概ね100km圏内、福島県西部、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県における航空機モニタリングの結果を公表。これにより当初予定していた地域のモニタリングを全て完了。
- ・ 文部科学省は、「線量測定マップ」と「積算線量推定マップ」を更新。（これまで4月26日、5月16日、6月3日、6月21日、7月20日、8月19日、9月16日、10月17日、11月16日、12月15日に公

表)。

② 線量測定マップ等の作成

- ・ 文部科学省は、福島県全域及びその近隣地域の放射線量等分布マップの作成に向けた空間線量率の測定・土壌調査を6月6日から7月8日に実施し、8月2日に空間線量率のマップを、また、地表面への沈着量をまとめたマップに関し、8月30日に放射性セシウム、9月21日にヨウ素131、9月30日にプルトニウム及びストロンチウム、10月31日にテルル129m及び銀110mのマップを公表。また、放射性物質の移行調査を実施し、9月14日に森林内について、10月20日に河川水及び井戸水について、それぞれ移行調査の結果を公表。森林については、平成24年2月末までの放射性物質濃度分布図等の作成に向けた森林内の空間線量率及び土壌調査を農林水産省が実施中。

③ 農地における環境モニタリングの実施

- ・ 農地土壌について、放射性物質濃度分布図の作成に向けた土壌調査を農林水産省が5月30日から開始、8月30日にマップを公表した。また、調査対象県を6県から15都県に拡大するとともに調査地点数を拡大し、さらに詳細なマップ作成に向けた調査を実施中。

④ 海域等における環境モニタリングの実施

- ・ 文部科学省は、10月20日に「今後の海域モニタリングの進め方について」を公表し、海域モニタリングの範囲を広域化するとともに、検出下限値を下げて、海水や海底土の測定を引き続き実施（11月25日に測定結果を公表）。
- ・ 環境省は、宮城県沖及び岩手県沖の海域について、有害物質等に併せて放射性物質のモニタリングを実施（7月8日に測定結果を公表）。
- ・ 環境省は、福島県内の公共用水域（河川）及び地下水について有害物質等に併せて放射性物質のモニタリングを実施し、公共用水域（河川）の放射性物質濃度については6月3日及び8月1日（降雨後河川増水時の測定）に測定結果を公表。また、地下水の放射性物質濃度については6月21日、7月7日、7月14日及び8月4日に測定結果を公表。
- ・ 環境省は、「総合モニタリング計画」に基づき、8月末から順次実施している水環境の放射性物質モニタリングのうち、福島県内の公共用水域の放射性物質濃度については11月15日に、茨城県内の公共用水域の放射性物質濃度については12月2日に、宮城県及び栃木県内の公共用水域の放射性物質濃度については12月16日に測定結果を公表。また、宮城県、山形県、福島県、茨城県及び栃木県内の地下水の放射性物質濃度については12月16日に測定結果を公表。

⑤ 食品、水道水中の放射性物質モニタリングの実施

- ・ 食品・水道水中の放射性物質について、関係地方公共団体が継続的に検査を実施しており、国において毎日その結果を公表中。
※食品の検査実施状況検査件数 70,317 件、うち暫定規制値超過 978 件（12月5日時点）、水道水の検査実施状況検査件数 63,584 件、うち指標等超過 69 件（12月2日時点）。なお、水道水については、3月30日以降超過なし。
- ・ 消費者庁は、「地方消費者行政活性化基金」や国民生活センターの既存の運営費交付金により、地方自治体に対し、食品についての放射線量検査機器の導入を支援することとしている。国民生活センターの既存の運営費交付金を活用した検査機器の貸与については、11月までに165自治体から243台の貸与希望があった。来年4月末までには、第1次から第3次分まで合わせて計174台の貸与を実施できる見通しであり、今後も引き続き、消費の場でも検査する体制の整備を図っていく。
- ・ 文部科学省は、第三次補正予算において、より一層の安全・安心を確保する観点から、学校給食の食材の検査を行う17都県に対し、学校給食の食材を検査するための機器を整備する費用の一部を補助することとした（約1億円）。

⑥ その他

- ・ 内閣府、文部科学省、環境省は、当面の方針として「当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対処方針」を10月21日にとりまとめた。主な内容としては、①自治体や民間の方が放射線量測定を行う際のガイドラインを作成、②周辺に比べ放射線量の高い箇所が発見された際の報告先を文部科学省に定めた、③空間線量率が周辺より高い箇所で、除染が容易でない放射能汚染があると確認された場合、文部科学省から連絡を受けた環境省及び内閣府が、市町村と連携して、除染の支援を行う、という以上3点。
- ・ 11月7日より、放射性物質汚染対処特措法に基づき国が除染を実施する地域における詳細モニタリングを、順次実施しているところ（再掲）。
- ・ 文部科学省は、リアルタイム放射線監視システムの構築や可搬型モニタリングポストの設置等、福島県内における環境モニタリングの強化を図るため、それぞれの調達手続きを進めており、リアルタイム放射線監視システムについては、2月中旬から運用を開始する予定。また、可搬型モニタリングポストについては、9月9日に20地点の設置が完了しており、今後、414地点についても3月末までに設置を完了する予定。

（3）放射性物質に汚染された廃棄物の処理

- ・ 福島県の他にも東日本を中心に下水汚泥等から放射性物質が検出されていることに対応するため、原子力災害対策本部が、放射性物質が検出された

上下水処理に伴う汚泥等の当面の取扱いに関する考え方を６月１６日にとりまとめた。

- ・ がれき（災害廃棄物）については、６月２３日、福島県内の災害廃棄物の処理の方針を環境省が決定した。
- ・ ８,０００Bq/kgを超え１００,０００Bq/kg以下の焼却灰等の一時保管の方法についてとりまとめ、７月２８日に「福島県内の災害廃棄物の処理における一時保管」を環境省が公表した。
- ・ 電気集塵機の取扱い及び焼却灰や排ガス等のモニタリングの頻度についてとりまとめ、８月９日に「福島県内の災害廃棄物の処理における焼却施設及びモニタリング」を環境省が公表した。
- ・ ８月２６日、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（放射性物質汚染対処特措法）」が、議員立法により国会で成立。これを受け、環境省が中心となって平成２４年１月１日の本格施行に向けた準備を進めている。
- ・ ８,０００Bq/kgを超え１００,０００Bq/kg以下の焼却灰等の処分方法に関する方針を、災害廃棄物安全評価検討会での技術的検討を踏まえ、環境省が８月３１日に公表した。
- ・ 国土交通省は、３次補正予算において、放射性物質を含む下水汚泥等の適切な処理に関する調査を進める予算措置（８億４千万円）を講じることとしている。
- ・ 事故由来放射性物質による環境の汚染への対処の基本的な方向等を定める放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針を１１月１１日に閣議決定した。
- ・ 放射性物質に汚染された廃棄物の処理を促進するため、１１月１８日から農林水産省、国土交通省、厚生労働省、経済産業省から担当官を環境省に併任し業務に対応するなど、環境省の体制強化と関係省庁との連携の強化を図った。
- ・ 環境省において、警戒区域内の廃棄物の現状等の調査を実施するとともに、調査結果を踏まえ、放射性物質汚染対処特措法に基づく対策地域内廃棄物の処理計画を作成中。
- ・ 放射性物質汚染対処特措法に基づく特定廃棄物・除去土壌の処理の基準等の法の施行に関し必要な事項などを定めた施行規則や、汚染廃棄物対策地域等の指定の要件等を定める省令を公布（１２月１４日）。（再掲

4. 雇用の確保、農業・産業への支援

(1) 雇用の確保

- ・ 経済産業省、厚生労働省及び福島県は、連携して被災者の雇用機会の拡大

及び被災企業の経営支援に取り組み、以下の施策等を通じて、県内で約2万人の雇用を創出することを目指すこととした。

- ・被災者に雇用機会を提供するため、合同就職説明会を年内に5回を目処に福島県内で開催することを決定（これまでに4回開催済み。第5回は12月19日に福島市で開催予定）。
- ・経済産業省、厚生労働省及び福島県の連名により、製造業、小売業など26の経済団体に対し、原子力発電所事故に伴う雇用機会の維持・創出に関する要請を実施（5月26日）。
- ・雇用創出基金事業により、福島県においては11,000人の雇用が計画され、そのうち10,408人が既に雇用されている（12月2日時点、厚労省把握分）。
- ・福島県内で行う新卒者就職応援プロジェクト（インターンシップ事業）に限って、職場実習期間の要件等を従来よりも柔軟化した上で、新卒者等と中小企業のマッチングを実施中。なお、3次補正予算により実習期限を延長。

(2) 農畜産業・水産業等

- ・農林水産事業者の損害に対して、関係者による損害賠償請求を迅速かつ適切に進めるため、農林水産省、関係県・市、関係団体（190団体、9月29日時点）による連絡会議を開催し（4月18日以降、延べ7回）、原子力損害賠償をめぐる動きについての情報提供や意見交換等を実施。
- ・牛肉・稲わらから暫定規制値を超えるセシウムが検出された件に関しては、7月26日に緊急的な支援対策として①国産牛肉信頼回復対策、②肉用牛肥育農家の支援対策、③稲わら等の緊急供給支援対策を公表。その後出荷制限指示を受けた県が4県に増えたこと等を踏まえ、8月5日に出荷制限県の畜産関係団体が出荷遅延牛を実質買い上げる場合に支援する等の新たな対策を公表。
- ・稲については、4月22日に原子力災害対策本部が、避難（警戒）区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域における作付を控えるよう指示。その上で、これ以外の地域においては、土壤中の放射性物質濃度が高い市町村等について、収穫前と収穫後の2段階で米の放射性物質調査を実施。
- ・その後、11月16日に福島県福島市大波地区で暫定規制値を超える米が検出されたことを受けて、福島県は29市町村の151旧市町村で米の放射性物質の緊急調査を実施しており、農林水産省は、職員の派遣や同省の費用負担による分析等の協力を実施。
- ・出荷制限等を受けた農林水産事業者に対してJA・JFグループがつつなぎ融資を実施しており、11月28日時点での貸付実績は約940件（約33億円）。

(3) 中小企業対策

- ・ 原子力災害や風評被害によるものを含め、直接又は間接に震災の影響を受けた中小企業者を対象にした日本公庫等による長期・低利（一部、実質無利子化）の新しい融資制度「東日本大震災復興特別貸付」や信用保証協会による既存の制度とは別枠の新しい保証制度「東日本大震災復興緊急保証」について、５月２３日から制度の運用を開始。５月２３日から１２月９日までに、「東日本大震災復興特別貸付」については、１３３，３４４件、２兆８，３０３億円の、「東日本大震災復興緊急保証」については、６２，１７５件、１兆５，４２１億円の実績をあげている。
- ・ 警戒区域等に事業所を有し、その移転を余儀なくされる中小企業等に対しては、通常の金融支援とは別に、無担保で長期の無利子貸付を行う特別支援を実施することを経済産業省と福島県の間で合意し、６月１日から（公財）福島県産業復興センター及び県内の商工会等にて受付を開始。申込実績は４０７件、申込金額合計は約９１億円。融資件数は３６２件、融資金額は７８億円（１２月１４日時点）。
- ・ 緊急時避難準備区域に事業所を有する中小企業等に対し、区域解除後、当該地域において事業を継続・再開するために必要な融資を新たに行うことで、福島県と経済産業省との間で基本合意し、１１月２５日から申込受付を開始。申込実績は２４件、申込金額合計は約１．４億円（１２月１４日時点）。
- ・ （独）中小企業基盤整備機構による仮設店舗、仮設工場等の整備事業（１次補正予算、２次補正予算及び３次補正予算において措置）について、福島県内においては１２月９日時点で、１７市町村、４２箇所から整備要望が提出されている。そのうち、基本契約を締結した、いわき市（２箇所）、新地町（２箇所）、磐梯町、南相馬市（５箇所）、相馬市（２箇所）、桑折町、飯舘村（６箇所）、檜葉町（２箇所）、福島市、浪江町（５箇所）、大熊町、葛尾村（３箇所）、川内村、会津美里町の３３箇所で順次着工し、いわき市（２箇所）、新地町（２箇所）、南相馬市（３箇所）、相馬市（２箇所）、桑折市、福島市、飯舘村（５箇所）、檜葉町（２箇所）、浪江町（３箇所）、大熊町、葛尾村（３箇所）の合計２５箇所については工事が完了した。
- ・ 地域の中核となる中小企業等グループの施設整備の復旧・復興を支援する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業については、これまで福島県において１５グループを採択し、総額１０３億円（うち国費６９億円）を補助。また、１，２４９億円の予備費の使用について１０月１４日に閣議決定した。これを受けて、福島県を含む被災各県で追加公募を実施し、現在、案件の審査中。さらに、福島県においては、平成２４年１月１０日～３１日の間に追加の公募を実施する予定。また、本事業を引き続き実施すべく、平成２４年度予算として５００億円を要求中。
- ・ （独）日本貿易振興機構と（独）中小企業基盤整備機構が連携し、国内外展示会への出展支援、海外バイヤー招へいによる商談会開催、海外への販

路開拓商談ミッション派遣等の支援策を拡充し、東北地方を中心とした中小企業の海外展開を重点的に支援する（２次補正予算１９．８億円）。また、本事業については、３次補正予算において更に支援を拡充した。

(4) 風評被害対策・輸出支援

<農畜産業・水産業等>

- ・ 農林水産省は、「復興アクション」キャンペーンと連携しつつ、「食べて応援しよう！」をキャッチフレーズとした被災地等の農林水産物等の消費促進を応援する取組として新聞広告やテレビCM（年内に計800回放送予定）による広報活動、本取組に賛同する民間イベント等の情報の農林水産省のホームページへの掲載等を実施中（12月10日現在201件）。さらに、3次補正予算（約2.1億円）において、本取組の拡大を予定。
- ・ 国内の輸出関係者に対しては、相手国別の日本産食品に対する規制内容を農林水産省が周知し、相談窓口において個別の相談を受けるとともに、産地証明等を求めている国に対する証明書については、都道府県及び関係省庁等において対応中。
- ・ 酒類については、国税局において輸出証明書の発行体制を整備し、4月以降、EU及びアジア等向けについて、生産日及び産地に係る証明書の発行を開始。その後、放射能分析体制についても整備し、6月以降、放射能分析に係る証明書発行についても対応中。さらに10月以降、(独)酒類総合研究所と連携し、酒類の安全性の確保に万全を期すべく、酒類製造者に対する技術情報の提供や、酒類製造場内にある出荷前の酒類等について放射性物質に関する調査等を実施。
- ・ 諸外国の日本産食品に対する放射性物質の検査の要求に対応するため、検査機器の導入に対し農林水産省が支援するとともに、関係省庁が連携して日本産食品の信頼回復のための情報提供に努めている。

<製造業・小売業等>

- ・ 国が指定した検査機関が行う輸出品（農水産品を含む）に係る放射線量の検査料補助事業（1次補正予算）について、経済産業省は、6月7日付けで検査機関を指定・公表。6月20日から輸出者への放射線量検査補助を開始。引き続き、貿易の円滑化を図るべく3次補正予算においても本補助事業を継続して実施。
- ・ 関係省庁、在外公館と(独)日本貿易振興機構の海外事務所等が連携し、原子力事故及び国内のモニタリングや、食品・鉱工業品の安全確保等に関する我が国の取組につき、主要都市（12か国・地域、15都市）で海外の産業界向けに説明会を実施。国内でも、外資系企業や在関西の領事団及び国際機関向け説明会（東京4回、大阪3回）を開催。
- ・ 経済産業省、(独)日本貿易振興機構等のホームページにおいて、諸外国の輸入規制や放射線検査等の情報を事業者に対して提供中。また、(独)日本貿易振興機構の緊急相談窓口や全国36か所の貿易情報センター、世界73か所の

海外事務所において企業からの相談に対応中。

- ・ 被災地産品の風評被害対策として、国内外を問わず被災地域産品の販路開拓（ビジネスマッチング、商品開発等）を支援する事業を、3次補正予算において実施する予定。
- ・ 工業製品等の風評被害への対策として、福島県を中心として民間事業者等に放射線量測定等に関する指導・助言を行う専門家チームを派遣する事業を、3次補正予算において、実施する予定。

＜観光業＞

- ・ 観光展へのブース出展等をはじめ、在外公館等から海外への正確かつ時宜を得た情報発信に取り組んでいる。

(5) その他の取組み

① 地域金融への支援

- ・ 被災地域における金融機能を面的に維持・強化するとともに、預金者に安心感を与える枠組みを予め確保するため、国の資本参加の要件を緩和することなどを内容とする金融機能強化法等の改正法案を5月27日に国会に提出し、6月22日に成立、7月27日に施行（福島県に本店を有する金融機関においては、11月21日にあぶくま信用金庫が、12月8日に相双信用組合及びいわき信用組合が、それぞれ同法の活用について検討する旨を公表）。

② 消費者に対する適切な情報提供

- ・ 消費者へのリスクコミュニケーションについては、広く消費者の参加を求め、放射能と食品の安全をテーマに専門家を交えた意見交換会を消費者庁が8月に2回開催。これを踏まえ地方自治体及び消費者団体と連携し、さらに全国の消費者へ情報を発信する他、意見交換会の開催等を行っているところ。
- ・ 消費者庁では、放射能や、食品等の安全に関してわかりやすく説明する冊子「食品と放射能Q & A」を作成（適宜改訂）し、ホームページでも公表中。

5. 被災地方公共団体への支援

(1) 被災地方公共団体への支援

- ・ 電源立地交付金を原資として既に造成した基金について、当初の目的から変更し、災害復旧・復興に資する事業への活用を可能とすることとし、こ

れまでに１３件、約３２億円の利用があった。また、電源立地交付金の交付対象となっている被災地方公共団体からの申請があれば、通常６月に交付するところを４月にも交付を行うこととし、５月中に約７億円の概算払いを実施。交付申請に際しては、通常５月末までの申請時期を７月末まで延長した（１２月６日時点）。

(2) 避難者受入れ自治体への支援

- ・ 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、避難住民に係る事務を避難先の地方公共団体において処理することとすることができる特例を設けるとともに、住所移転者に係る措置を定める、「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律案」を７月２２日に国会に提出し、８月５日に成立、８月１２日に施行。
- ・ 同法の指定市町村として、９月１６日に、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯館村を指定・告示。
- ・ 同法の特例事務として、１１月１５日に、１０法律２１９事務を告示。

6. 被災者・被災事業者等への賠償

(1) 原子力損害賠償紛争審査会の定める指針について

- ・ 原子力損害賠償紛争審査会においては、迅速な被害者救済の観点から、政府指示等による避難や出荷制限など、緊急性が高く原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、順次指針として策定することとしており、これまで「東京電力（株）福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」（４月２８日）、同第二次指針（５月３１日）、同第二次指針追補（６月２０日）を策定してきた。さらに、既に決定・公表した内容に、その後の検討事項を加え、原子力損害の範囲の全体像を示した同中間指針（８月５日）、自主的避難等に係る損害について同中間指針追補（１２月６日）を策定した。
- ・ ８月２９日、当事者間の和解交渉を仲介することにより、原子力事故に関する紛争解決を目指す原子力損害賠償紛争解決センターを開設し、９月１日から申請の受付等を開始した。また、９月１３日に郡山市に福島事務所を開設した。これまで３４８件の申し立てを受け、和解の仲介を行っているところであり、１件の和解が成立している（１２月１３日時点）。

(2) 生活者や事業者等への損害賠償

- ・ 原子力災害対策特別措置法に基づく指示に従い避難等を余儀なくされた住民に対して、東京電力（株）は、まずは4月から世帯単位での仮払補償金の支払いを実施し、これまでに約59,000世帯に対し約544億円を振込み（12月14日時点）。さらに、7月5日、東京電力（株）は追加仮払補償金の支払いを発表。（個人単位の支払いとし、避難等の期間と状況に応じて1人当たり10～30万円）。7月25日から実際の支払いを開始し、これまでに約16万名に対し、約441億円を振込み（12月14日時点）。
- ・ 農林漁業者に対しては、5月12日に決定された「原子力災害被害者に対する緊急支援措置について」を受け、東京電力（株）と関係事業者団体等との間で早期の支払い実現に向けた協議が進められ、5月31日から実際の支払いを開始。これまでに、8県（福島、茨城、栃木、群馬、千葉、宮城、埼玉、神奈川）の農業団体及び3県（福島、茨城、千葉）の漁業団体に対し、約314億円を振込み（さらに個別請求分で約7億円、合計約321億円）（12月14日時点）。
- ・ 中小企業者に対しては、5月31日に東京電力（株）から仮払い対象、支払いの方法など具体的な仮払いの仕組みが発表され、6月10日から実際の支払いを開始。振込実績は、約7,300社、振込金額合計は約83億円（12月14日時点）。
- ・ 第2次補正予算に、東京電力（株）による迅速な賠償の実施のため、原子力損害賠償補償契約に基づき、国から東京電力（株）に支払われる補償金（1,200億円）を計上した。また、10月24日に、同法に基づき、東京電力福島第一原子力発電所に係る1,200億円の補償金の請求がなされ、11月21日に文部科学省から東京電力に対して補償金を支払った。
- ・ 10月5日から本払いを開始。なお、東京電力は、本払いの実施にあたり、現地に対応を行う「補償相談センター」（計17拠点）を設置するなど体制を強化（12月1日時点で約7,600名体制）。これまでに、個人向けについては、約30,500件分の請求書を受領し、約39億5,000万円（約3,700件分）を振込み（12月14日時点）。また、法人・個人事業主向けについては、約12,900件分の請求書を受領し、約86.9億円（約1,800件分）を振込み（12月14日時点）。さらに、JA等団体交渉分については、約685.9億円（22団体分）を振込み（12月14日時点）

(3) 「原子力損害賠償支援機構法」及び「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」

- ・ 東京電力（株）福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みとして、（ア）迅速かつ適切な損害賠償の実施、（イ）原子力発電所の安定化及び事故処理に係る事業者等への悪影響の回避、

(ウ) 国民生活に不可欠な電力の安定供給、の3つを確保するため、6月14日、原子力損害賠償支援機構法案を閣議決定し、国会に提出。8月3日、法案成立。9月12日に機構が設立、同26日に開所式を経て、本格的に業務開始。

- ・ 10月28日に機構及び東京電力(株)から特別事業計画(緊急特別事業計画)の認定申請がなされ、11月4日に認定。機構は、東京電力(株)による賠償支払いに充てるため、「親身親切な賠償」と「徹底的な経営合理化」を行うことを前提に、政府から交付国債の交付を受けた上で、約9000億円の資金援助を行うこととした(11月15日に、機構から東京電力(株)に対し、5,587億円の資金交付を実施)。
- ・ 東京電力は、賠償手続きの改善策を緊急特別事業計画に盛り込み、「親身・親切な賠償」を実施。具体的には、①迅速な賠償の支払い(標準処理期間として5週間程度)、②きめ細やかな賠償支払い(資金繰りに窮している者等に対する概算払い等速やかな支払の確保)、③和解仲介案の尊重(原子力損害賠償紛争審査会で示されるADR和解仲裁案の尊重)、④親切な書類手続き(次回分(9月~12月)の請求から一部請求書類の簡素化)、⑤誠実な要望対応(様々な要望及び対応策のホームページ等での「見える化」)による柔軟な運用の実施を目指すこととしている。
- ・ 機構は、弁護士、行政書士の専門家からなる約100名の「訪問相談チーム」を構成。10月末より、福島県内の被害者の避難先等を巡回し、損害賠償の請求・申立てに関する無料の説明会と対面による個別相談を実施。また、行政書士等による損害賠償の請求・申立てに関する電話による無料の情報提供を実施するほか、弁護士による対面相談を週2回実施。
- ・ 政府による仮払いについては、7月29日、緊急の措置として、今般の事故による損害を補てんするための国による仮払金の迅速かつ適正な支払等を定める平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律(平成23年法律第91号)が成立した。9月18日に関連する政省令とともに施行し、9月21日から、観光業の風評被害を対象に仮払金の支払い請求の受付を開始。10月21日、観光業の状況の最新データを踏まえ、仮払いの算定方法の見直しを行い、省令を改正。第3次補正予算及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)が施行されたことにより、12月6日より支払を開始(31件約13億円(12月13日時点))。

(以上)